

## 意見聴取要請の概要（平成15年7月1日付け）

○ 食品安全基本法第24条第1項関係（基準又は規格を定めようとするとき）

- ・ 清涼飲料水（ミネラルウォーター類他）の規格基準の改正

平成14年 10月 3日      食品規格部会

平成14年 11月12日     食品規格部会

（概要）飲料水に係る国内外の規格等を踏まえたミネラルウォーター類等の規格基準の改正。

○ 食品安全基本法第24条第3項関係（必要があると認めるとき）

- ・ 食品からのカドミウム摂取の現状に係る安全性確保について

平成14年 7月10日      食品規格・毒性合同部会

平成14年 12月25日     食品規格・毒性合同部会

平成15年 5月23日      毒性部会

平成15年 6月 3日      食品規格・乳肉水産食品・毒性合同部会

平成15年 6月27日      毒性部会

（概要）現在、食品衛生法に基づく米の基準は1.0ppm未満とされ、また、0.4ppm以上1.0ppm未満の米については農林水産省が買い入れて非食用に処理している。このような状況において、食品を介して摂食されているカドミウムによる健康影響の評価。